

## 合併処理浄化槽処理水の市道側溝への放流に係る道路占用の取り扱いについて

### 1、基本方針

し尿と生活雑排水（台所や風呂等からの排水）を併せて処理する浄化槽（以下「合併浄化槽」という。）の処理水について、市道側溝（以下「側溝」という。）に放流を認める場合の取り扱いを定めるものである。

### 2、対象要件

公共下水道、農業集落排水などの整備（供用開始）がされていない地域で、側溝以外に放流先（河川、水路等）が無い場合で、かつ側溝の雨水排水機能に支障をきたさない場合に限り、側溝への放流を認めるものとする。

### 3、対象浄化槽

10人以下の合併処理浄化槽であって、生活化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、合併浄化槽処理水BODの濃度が20mg/l（日間平均値）以下の処理能力を有するものとする。

### 4、対象地域

公共下水道、農業集落排水などが整備（供用開始）されていない地域であって、かつ側溝以外に放流先（河川、水路）がない場合とする。

### 5、対象側溝

（1）側溝の排水機能に支障を来たさないようにするため、対象側溝は断面の形状にかかわらず、合併処理浄化槽処理水の放流量を、側溝の余裕量で流下させることができる能力を保有する側溝であると同時に、矩形断面では幅300mm高さ300mm以上、円形断面では直径300mm以上の規格のものとする。

（2）雨天時、溢水したことがある側溝への放流は認めないものとする。

### 6、対象排水管

（1）合併処理浄化槽処理水を側溝に放流するために、側溝に取り付ける排水管は、口径100mm以下のものとする。

（2）排水管は、側溝の排水機能に支障を来たさないよう取り付けるものとする。

## 7、占用期間

放流を認める期間は、公共下水道、又は農業集落排水などが整備（供用開始）されるまでの間とする。

## 8、道路法上の取り扱い

- （1）排水管は、道路法第32条第1項第2号（水管類）に規定する占用許可の対象物件とする
- （2）占用料は、下野市道路占用条例第6条第1項第3号に規定する占用許可の対象物件とする。
- （3）占用期間は5年間とする。

## 9、占用許可手続き

占用許可申請書には、次の種類を添付するものとする。

- （1）浄化槽法第15条の規定に基づく国土交通大臣による「型式認定書」、又は国土交通大臣指定の認定機関が発行する「型式適合認定書」の写し。
- （2）誓約書（別記様式）
- （3）流末の水路を管理する団体（土地改良区、水利組合等）の使用に関する契約書、承諾書等の写し。
- （4）側溝の現況勾配、通水断面（別紙様式）

## 10、その他

側溝に放流された処理水について、悪臭その他生活環境を阻害する要因が発生したときは、県南健康福祉センター、又は下野市環境課に必要な情報を提供し、改善指導を行う旨要請するものとする。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

下野市長 様

浄化槽管理者（設置者）

住 所

氏 名

（法人の場合は名称及び代表者名）

電 話

私は、合併処理浄化槽処理水を市道側溝へ放流するため、当該側溝に取り付ける排水管の占用許可を申請するに当たり、次のことを誓約します。

## 記

- 1、公共下水道、農業集落排水が整備（供用開始）されたときは、公共下水道等に処理水を流入させるとともに、市に届け出て排水管を除去し、側溝は原状に復旧します。
- 2、浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査を確実に履行するとともに、速やかに改善を行います。また改善を行うに当たって必要があるときは浄化槽担当課に連絡してその指導を受けます。
- 3、側溝に土砂、及び汚泥等が堆積し、処理水を流下させるのに必要な断面が確保されなくなった場合、又は汚損が生じた場合には清掃を行います。
- 4、処理水に起因する悪臭、水質汚濁その他生活環境を阻害する要因が発生し、苦情があったときは誠意を持って解決に当たります。
- 5、側溝からの逆流水その他排水管が側溝と接続していることに起因する事由によって浄化槽に損傷等が発生しても、自費で修復等を行い何らかの請求も行いません。